

# 令和5年度東京港物流効率化事業補助金実施要領

## 第1 目的

---

本補助事業は、国際海上コンテナ（ISO規格）（以下「海上コンテナ」という。）の国内輸送におけるモーダルシフトを行う民間事業者に対し、東京都が補助金を交付することにより、東京港の物流効率化等を推進することを目的として実施します。

## 第2 用語

---

この要領における用語の意義は次のとおりとします。

- (1) 「フィーダー輸送」とは、東京港と国内他港との間における内航フィーダー船による輸送をいいます。
- (2) 「はしけ横持輸送」とは、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間におけるコンテナバージによる輸送をいいます。
- (3) 「港内横持輸送」とは、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間におけるドレージ車両による輸送をいいます。

## 第3 補助対象事業

---

補助対象事業は、次のとおりとします。

- (1) 海上コンテナの輸送において、フィーダー輸送をする事業（以下「フィーダー輸送事業」という。）
- (2) 海上コンテナの輸送において、はしけ横持輸送をする事業（以下「はしけ横持輸送事業」という。）
- (3) 海上コンテナの輸送において、鉄道輸送を利用するため港内横持輸送をする事業（以下「港内横持輸送事業」という。）

## 第4 補助対象期間

---

令和5年 4月1日から令和6年3月31日まで

## 第5 補助対象者

---

補助対象者は、十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) フィーダー輸送事業においては、東京港を利用する船舶運航事業者
- (2) はしけ横持輸送事業においては、はしけ横持輸送を依頼する者（船舶運航事業者など）
- (3) 港内横持輸送事業においては、港内横持輸送を依頼又は営む者

## 第6 補助対象コンテナ

---

補助対象となるコンテナは、次のとおりとします。また、本補助事業において、同一コンテナの一回の輸送に対する補助を複数の事業者を対象として重複適用することはできません。

### (1) フィーダー輸送事業

補助対象期間内にフィーダー輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。

### (2) はしけ横持輸送事業

補助対象期間内にはしけ横持輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。

### (3) 港内横持輸送事業

補助対象期間内に港内横持輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。

## 第7 補助金の額

---

本補助金は、東京都の予算の範囲内で交付します。なお、この要領における予算とは、東京都が各補助対象事業において計画した補助金の額（以下「計画額」という。）の合計額をいいます。

### (1) 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとします。なお、実入りコンテナ及び空コンテナごとに合計本数をFEU換算し、それぞれ1FEUに満たない端数は切り捨てます。

#### ① フィーダー輸送事業

ア 実入りコンテナ：1FEU当たり3,000円

イ 空コンテナ：1FEU当たり2,000円

#### ② はしけ横持輸送事業

ア 実入りコンテナ：1FEU当たり2,000円

イ 空コンテナ：1FEU当たり1,000円

#### ③ 港内横持輸送事業

1輸送（片道）当たり2,000円

ただし、コンテナラウンドユースによる輸送効率化（※）を行った場合は、1回の輸送（片道）につき、本来発生するはずの輸送を含む2回分の輸送として申請することができます。

#### ※コンテナラウンドユースによる輸送効率化の例（別添イメージ図参照）

盛岡貨物ターミナルのICD（インランド・コンテナ・デポ）機能を利用し、輸入貨物と輸出貨物のマッチングを図ることにより、空コンテナの返却と調達の必要がなくなり、港内横持輸送が1往復分効率化されます。

### (2) 各補助対象事業間での予算の充当

各補助対象事業において、申請総額がその計画額を超過した場合で、他の補助対象事業の計画額に残額があるときは、東京都は、この残額を申請総額が計画額を超過した補助対象事業に充当します。なお、2つの補助対象事業において計画額を超過した場合で、超過額の合計額が残る1事業の計画額の残額を超えるときは、その超過額に応じて残額を比例配分します。

- (3) 各補助対象事業の申請総額が、計画額又は充当後の額を超過した場合の算定方法  
 全ての補助対象事業において計画額を超過した場合又は(2)において計画額の残額を充当してもなお不足が生じる場合の算定方法は次のとおりとします。
- ① フィーダー輸送事業
- ア 対前年度実績からの増加分に限り、(1)①を適用します。  
 ※前年度実績は、各申請者の令和4年度東京港物流効率化事業最終輸送実績報告書のフィーダー輸送事業に記載する輸送量とします。
- イ ア以外の輸送量は、計画額又は(2)による充当後の額からアで算出した額を減じた残額の範囲内で各申請者の申請額に応じて比例配分します。
- ウ 各申請者の補助金の額は、アとイを合算した額とします。なお、前年度実績がない申請者については、全申請額をイにより算出します。
- ② はしけ横持輸送事業及び港内横持輸送事業  
 各計画額又は(2)による充当後の額を各申請者の申請額に応じて比例配分します。
- (4) 上記(1)から(3)については、各補助対象事業の実績総額が計画額を超過した場合にも適用します。

## 第8 申請方法

---

補助の申請に当たっては、下記窓口に事前連絡の上、申請書類一式を提出してください。

- (1) 申請書類
- ア 令和5年度東京港物流効率化事業補助金交付申請書  
 (別記第1号様式及び(別紙)貨物情報)  
 ※(別紙)貨物情報は、港内横持輸送事業を申請する場合のみ提出
- イ 誓約書(別記第2号様式)
- ウ 登記事項証明書  
 (個人事業者の場合は、現に活動を行っていることを証明できる書類)
- エ 事業報告及び計算書類(直近のもの・データ提出可)
- オ 会社概要(パンフレット等・データ提出可)  
 ※ 令和4年度東京港物流効率化事業補助金の申請において提出し、その後内容に変更がない場合には再提出は不要ですが、その旨お知らせください。
- カ 印鑑証明書
- キ 支払金口座情報登録依頼書(東京都へ未登録の場合)  
 ※ 補助金は、「口座情報払」という方法を利用して、口座振替にて支払を行います。  
 「口座情報払」では、あらかじめ債権者様から東京都へ支払金口座情報登録依頼書の提出が必要となります。支払金を御請求の際は、口座情報登録後に交付する「支払金口座振替依頼書(口座情報払用)」の写しを取り、必要事項を御記入の上、提出してください。支払金口座情報登録依頼書は以下のHPから取得できます。  
**【会計管理局HP】** <https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>
- ク 委任状(委任する場合)
- ケ その他必要となる書類

(2) 申請受付期間

令和5年4月14日（金曜日）から令和5年5月31日（水曜日）まで

※ 期限までに申請書類が整わないなど、やむを得ず提出が遅れる場合は別途御相談ください。

※ 本補助事業の予算に残額がある場合は、その範囲内で申請期間終了後も随時申請を受け付ける場合がありますので、下記窓口にお問い合わせください。

(3) 申請書類の提出等

申請書類の提出先及び本補助事業についてのお問い合わせ先は、以下のとおりです。

<窓口>

東京都港湾局港湾経営部振興課（物流企画担当）

所在地 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎8階南側

E-mail S0000517@section.metro.tokyo.jp

TEL 03-5320-5549（直通）

## 第9 対象事業の決定

---

(1) 事業計画の審査

申請された事業は都が審査を行い、補助金交付対象事業として決定します。

※次に掲げる団体は補助金の交付の対象としません。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(2) 交付決定の通知

補助金交付対象事業を決定した場合は、申請者宛てに書面で通知します。

(3) 交付決定の取り消し

交付決定後に、虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、交付決定を取り消します。

(4) 事業の変更・中止

交付決定後に補助対象事業を変更・中止する場合は、令和5年度東京港物流効率化事業補助金対象事業（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を提出してください。

## 第10 輸送実績の報告

補助金交付決定を受け、補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象コンテナの輸送実績を以下のとおり提出する必要があります。

(1) 令和5年度輸送実績報告書（別記第6号様式①～③）

補助事業者は、**3か月ごとにデータ**で輸送実績報告書を提出してください。

報告書提出のタイミング以外でも、適宜、輸送状況等を確認する場合があります。

報告対象期間	提出期限
令和5年 4月～令和5年 6月	令和5年 7月14日（金曜日）
令和5年 7月～令和5年 9月	令和5年10月13日（金曜日）
令和5年10月～令和5年12月	令和6年 1月12日（金曜日）
令和6年 1月～令和6年 3月	令和6年 4月 8日（月曜日）

(2) 令和5年度東京港物流効率化事業補助金最終輸送実績報告書（別記第7号様式）

当補助金の最終輸送実績について、**令和6年4月15日（月）**までに提出してください。

(3) 輸送内容を確認できる書類

下記の表の区分のとおり、輸送内容を確認できる書類を**令和6年4月15日（月）**までに提出してください。ただし、分量が多く、全ての輸送に対して証明書類を提出することが困難と東京都が認めた場合は、報告された令和5年度輸送実績報告書（別記第6号様式）の中から、東京都が別途指定する複数の輸送に対する証明書類を提出してください。

※ 確認書類・証明書類の添付が無い場合、補助金の交付は出来かねますので御留意ください。

補助対象事業	輸送内容を確認できる書類	例
フィーダー輸送事業	東京港と国内他港との間において、内航フィーダー船により輸送されたことが確認できる書類の写し	積付図(Stowage plan)、輸送契約書、請求書、ターミナル関連資料等
はしけ横持輸送事業	東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間において、コンテナバージにより輸送されたことが確認できる書類の写し	
港内横持輸送事業（※）	鉄道により輸送されたこと及び東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間においてドレージ車両により輸送されたことが確認できる書類の写し	運送状、機器受け渡し証（EIR）等
	コンテナラウンドユースによる輸送効率化を行った場合は、マッチングされたことが確認できる書類	御相談ください。
○ <b>実入りコンテナ</b> については、東京港において直接輸出入されたことが確認できる書類の写しも提出		B/L (Bill of Lading)、A/N(Arrival Notice)、機器受け渡し証（EIR）等

※ 港内横持輸送事業のうち、鉄道輸送に関する証明書類等について、御不明な点は、以下にお問い合わせください。

(証明書類等についてのお問い合わせ先)

日本貨物鉄道株式会社 鉄道ロジスティクス本部

営業部 国際営業室

所在地 東京都品川区八潮3-3-22 東京貨物ターミナル駅4F

TEL 03-6685-8913 (直通)

## 第11 補助金の交付

---

(1) 補助金の額の確定

最終輸送実績報告書に基づき、審査を経て、補助金の額を確定し、補助事業者宛てに書面で通知します。

(2) 補助金の請求

確定通知を受けた補助事業者は、次の書類を提出してください。

ア 請求書 (別記第9号様式)

イ 支払金口座振替依頼書 (未登録の場合は、支払金口座登録後お渡しします。)

(3) 補助金の交付

補助金は、補助事業者の指定する宛先に対し、請求書受理後、概ね1か月以内に交付します。

(4) 補助金の返還

補助金の交付後に、本申請内容において虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、対象事業を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

## 第12 その他

---

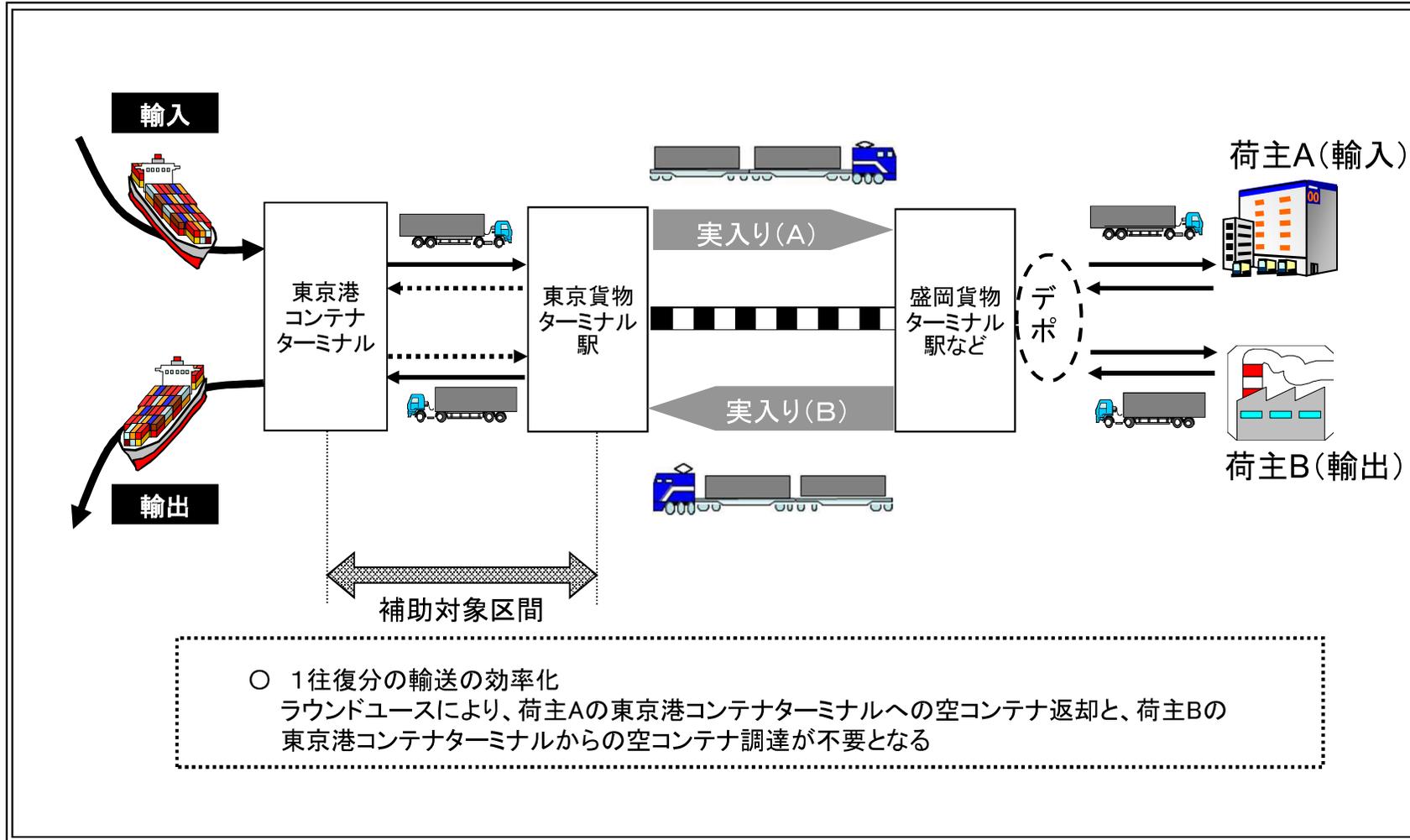
(1) 輸送内容の確認のため、輸送事業の業務フローや輸送実績報告書の内容、輸送の状況等に関し、ヒアリング等を行う場合があります。なお、コンテナの輸送を実際に確認するため、実地検査を行う場合があります。

(2) 東京都に提出した書類及び輸送実績の検査等にかかる書類、帳簿等は、補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度終了後、5年間保管してください。

(3) 本補助事業については、原則として、補助事業全体の件数や金額について公表を行います。

## コンテナラウンドユースによる輸送効率化のイメージ図

東京港において輸出入される海上コンテナのマッチングが成立した場合（往路・復路ともに輸送効率化の事例）



※上記イメージ図以外の場合について（片道のみ輸送効率化の事例）

コンテナラウンドユースによる輸送効率化のうち、片道が補助対象（港内横持輸送事業）の輸送であれば、もう一方の区間が東京港以外の港においての輸出もしくは輸入に係る輸送の場合、効率化された片道分は2回分の輸送として申請することができます。